

男 鹿 市

第5期 障 が い 者 計 画

第7期 障 が い 福 祉 計 画

第3期 障 が い 児 福 祉 計 画

令和6年度～令和11年度



令和6年3月

男 鹿 市

共生社会の実現にむけて

障害者総合支援法では、障がいのある人もない人も、全ての人の基本的人権が守られ、自立した社会生活を送ることができるよう、様々な支援を行うことが定められています。

本市の障害者数は減少傾向にあります。障がいのある方が必要とするサービスは、障がいの状態や生活環境、年齢などにより、多様化しています。

このような背景から、本計画では「自己決定に基づき社会のあらゆる活動へ参加できる環境の整備」、「家庭や地域で健やかに安心して生活できる支援体制の充実」、「心のバリアフリーの推進と権利擁護の体制づくり」の3つを基本目標とし、障がい児支援や障害福祉サービスの充実、在宅生活の支援、権利擁護の推進等を主要な施策と位置づけ、重点的に取り組んでいくこととしました。

本計画の目標の実現に向けては、障がいのある方とご家族、地域住民、医療・福祉・教育等の関係者が連携して取り組むことが重要でありますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にご尽力をいただきました男鹿市障がい者計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました関係各位、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

男鹿市長 菅原 広二

目次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨	・・・	1
2 計画の位置づけ	・・・	1
3 計画の策定体制	・・・	1
4 基本理念と基本目標	・・・	2
5 計画の期間	・・・	2
6 施策の体系	・・・	3
7 計画の範囲（障がい者の定義）	・・・	3

第2章 障がい福祉の状況

1 障がい児・者数の推移	・・・	4
2 身体障がい児・者の状況	・・・	4
3 知的障がい児・者の状況	・・・	5
4 精神障がい児・者の状況	・・・	6
5 主な障がい福祉予算の推移	・・・	7
6 障害者施設の利用状況	・・・	8
7 特別支援学級、特別支援学校の状況	・・・	12
8 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の受給状況	・・・	12
9 難病患者の状況	・・・	13

第3章 基本施策の方向性

I 自己決定に基づきあらゆる社会活動へ参加できる環境の整備		
1 保育・教育の充実	・・・	14
2 文化芸術活動・スポーツ等の推進	・・・	15
3 雇用・就労の支援	・・・	15
4 バリアフリー化の推進	・・・	16
II 家庭や地域で健やかに安心して生活できる支援体制の整備		
5 保健・医療サービスの充実	・・・	17
6 在宅生活の支援	・・・	18
7 相談支援体制の充実	・・・	19
III 心のバリアフリーの推進と権利擁護の体制づくり		
8 理解の啓発と権利擁護の推進	・・・	19

第4章 男鹿市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 基本方針	・・・	21
2 障害福祉サービスの体系	・・・	22
3 障害福祉サービスの内容	・・・	23
4 目標値（成果目標）	・・・	26
5 障害福祉サービス等の見込量	・・・	31
6 地域生活支援事業等の見込量	・・・	35

第5章 計画の推進

1 自己決定と社会参加の促進	・・・	36
2 連携とネットワークの構築	・・・	36
3 男鹿市障がい者総合支援協議会の活用	・・・	36
4 計画の見直し	・・・	36

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

「男鹿市障がい者計画」について

この計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づき策定する計画で、男鹿市の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

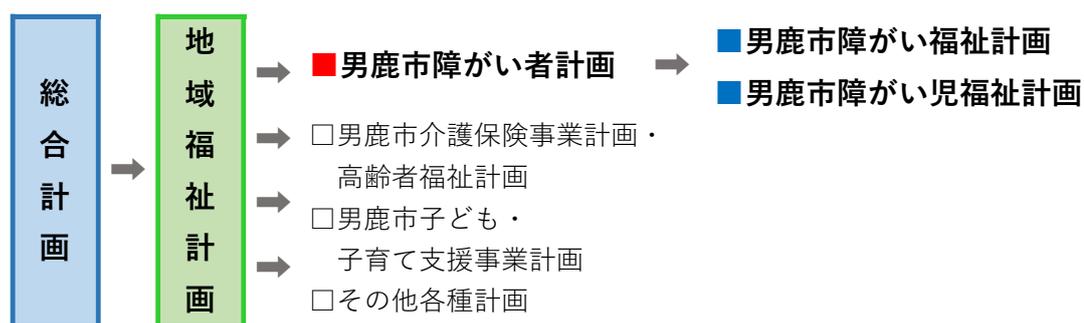
「男鹿市障がい福祉計画」及び「男鹿市障がい児福祉計画」について

「男鹿市障がい福祉計画」は障害者総合支援法（第88条第1項）に基づき、「男鹿市障がい児福祉計画」は児童福祉法（第33条の20第1項）に基づき、それぞれ策定する計画です。

これらの計画は、障がいのある方と障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤の成果目標を設定するとともに、今後のサービスの必要量を見込み、その提供体制の確保について定めます。

2 計画の位置づけ

この計画は「男鹿市総合計画」を上位計画とする「男鹿市地域福祉計画」の分野別計画として、他の関連計画との関係にも留意して策定します。



3 計画の策定体制

本計画は、学識経験者や保健・福祉関係者、障がい者団体関係者で構成される「男鹿市障がい者計画及び男鹿市障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会」における協議を経て策定したものです。

4 基本理念と基本目標

共生社会の実現にむけて

障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、支え合い、協力し合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、次のとおり基本理念と基本目標を定めます。

【基本理念】

住み慣れた家庭や地域でいきいきと生活できる共生のまちづくり

【基本目標】

- I 自己決定に基づき社会のあらゆる活動へ参加できる環境の整備
- II 家庭や地域で健やかに安心して生活できる支援体制の充実
- III 心のバリアフリーの推進と権利擁護の体制づくり

5 計画の期間

「第5期 障がい者計画」、「第7期 障がい福祉計画」及び「第3期 障がい児福祉計画」は、それぞれの計画の整合性を図るため一体的に策定し、計画期間を6年間（令和6年度～令和11年度）とします。

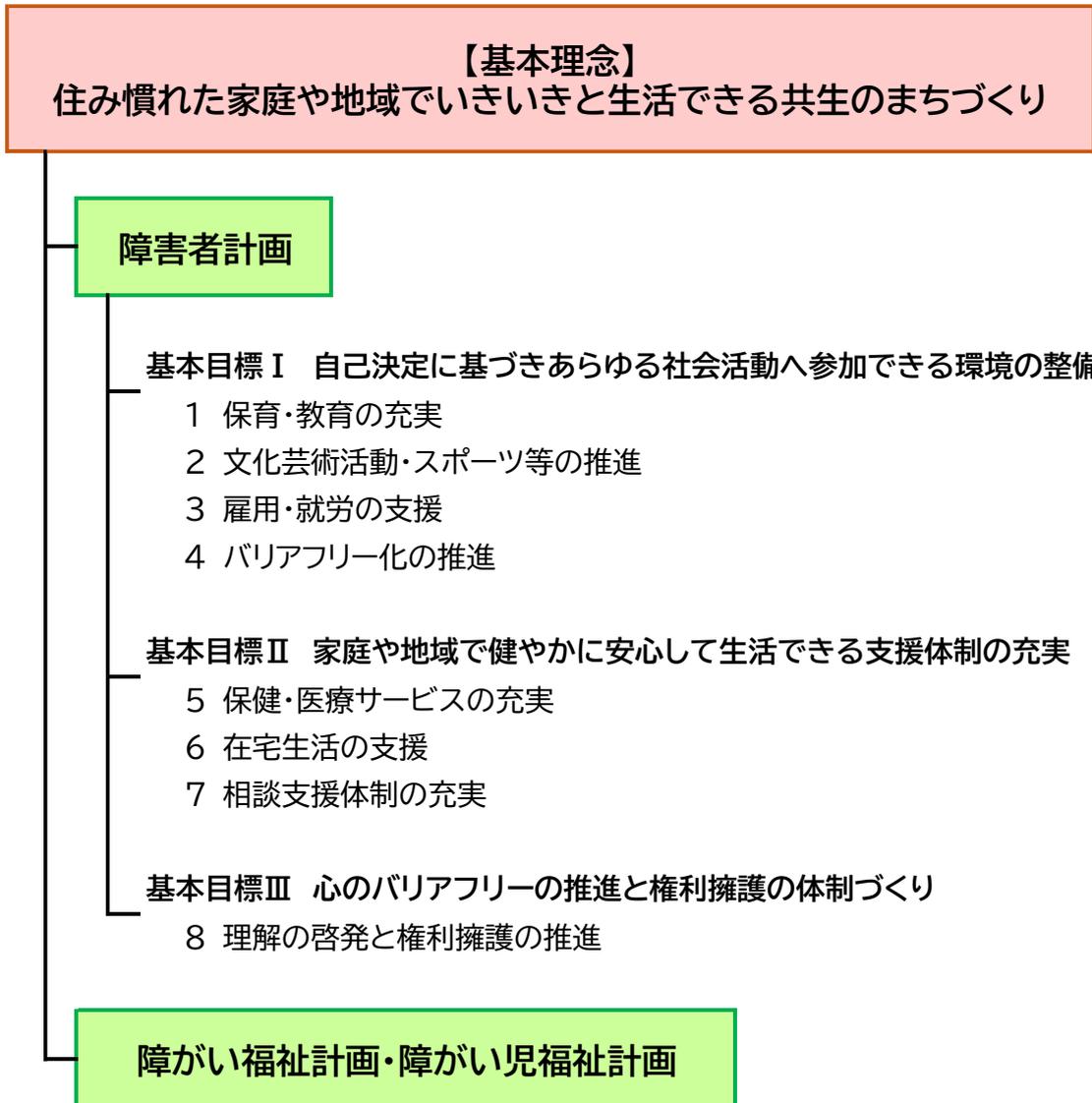
なお、市や県の関連計画や国の計画・指針等の改定、社会環境の変化等に対応するため、令和8年度に計画全体の中間評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

※ 国の指針改定により、令和6年度以降の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間は、地域の実情に応じて市町村が独自に設定できるようになりました。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国の計画	第5次 障害者基本計画			第6次 障害者基本計画				
国の指針 (市町村障害(児)福祉計画の指針)	指針 告示			指針 告示			指針 告示	
男鹿市障がい者計画等の 中間評価				中間 評価			次期 策定	
	第5期 障がい者計画 第7期 障がい福祉計画 第3期 障がい児福祉計画							

6 施策の体系

基本理念及び基本目標に基づき、次のとおり基本施策を展開します。



7 計画の範囲（障がい者の定義）

この計画の主な対象者となる障がい者・障がい児とは、障害者基本法に定める障害者及び児童福祉法に定める障がい児です。

具体的には、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能障害がある者のほか、高次脳機能障害者、難病患者も「障がい者」に含みます。

また、「障がい」と「障害」の表記について、この計画では基本的には「障がい」を使用しますが、法令等に基づくものや固有名詞、用語としては「障害」と表記します。

第2章 障がい福祉の状況

1 障がい児・者数の推移

各区分の障がい者数はいずれも減少傾向にあり、令和4年度末の障がい者数は1,880人です。

本市の人口は減少傾向にありますが、人口に占める障がい者の割合は横ばいの状況にあります。

(各年度末、人)

区 分	平成30年度	令和 元年度	令和2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障がい児・者	1,629	1,580	1,562	1,511	1,438
知的障がい児・者	296	294	269	264	245
精神障がい児・者	180	186	200	210	197
計	2,105	2,060	2,031	1,985	1,880
人口	27,361	26,593	25,973	25,264	24,511
人口に対する割合	7.7%	7.7%	7.8%	7.9%	7.7%
	13.0人に1人	12.9人に1人	12.8人に1人	12.7人に1人	13.0人に1人

2 身体障がい児・者の状況

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳で、等級は1級から6級となります。

身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあり、令和4年度末で1,438人です。

また、令和4年度末で、障害種別では肢体不自由が743人(51.7%)と最も多く全体の約半数を占めており、障害等級では1級が447人(31.1%)、次いで4級が349人(24.3%)となっています。

(1) 身体障害者手帳所持者の推移

(各年度末、人)

区分	平成30年度	令和 元年度	令和2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚	97	97	88	84	77
聴覚	143	144	142	140	134
肢体不自由	863	834	821	780	743
音声・言語	19	17	20	21	20
心臓機能	301	296	294	289	284
呼吸機能	34	31	30	27	27
腎臓機能	86	80	78	84	73
膀胱・直腸・小腸	79	78	84	83	78
その他	7	3	5	3	2
計	1,629	1,580	1,562	1,511	1,438

(2) 性別・等級別（令和4年度末）

(人)

区分	総数			1級	2級	3級	4級	5級	6級
	男	女	計						
視覚	36	41	77	25	24	6	7	4	11
聴覚	60	74	134	4	21	16	32	0	61
肢体不自由	297	446	743	128	146	172	212	61	24
音声・言語	13	7	20	0	1	15	4		
心臓機能	137	147	284	217	1	51	15		
呼吸機能	15	12	27	4	0	18	5		
腎臓機能	44	29	73	68	1	3	1		
膀胱・直腸・小腸	50	28	78	0	0	5	73		
その他	2	0	2	1	0	1	0	0	
計	654	784	1,438	447	194	287	349	65	96

(3) 等級・年代別（令和4年度末）

(人)

区分	0～14歳	15～17歳	18～59歳	60歳以上	計
1級	1	1	55	390	447
2級	1	0	33	160	194
3級	0	0	21	266	287
4級	2	0	20	327	349
5級	0	0	12	53	65
6級	0	0	13	83	96
計	4	1	154	1,279	1,438

3 知的障がい児・者の状況

知的障がい児・者に交付される療育手帳は、児童相談所等において知的障がいがあると判定された方に交付される手帳で、A（最重度、重度）とB（中度・軽度）の区分があります。

療育手帳の所持者数は減少傾向にあり、令和4年度末では232人です。

そのうち、施設入所している人は120人（51.7%）で、在宅の人は112人（48.3%）です。

(1) 療育手帳所持者の推移

(各年度末、人)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	最重度	50	60	50	44	40
	重度	106	97	90	91	82
B	中度	74	74	72	75	72
	軽度	50	52	48	52	38
計		280	283	260	262	232

(2) 生活の場所（令和4年度末）

（人）

区分		A		B		計	
		最重度	重度	中度	軽度		
総数	18歳未満	5	4	8	3	20	
	18歳以上	35	78	64	35	212	
	計	40	82	72	38	232	
内訳	施設	18歳未満	4	3	4	0	11
		18歳以上	17	39	37	16	109
		計	21	42	41	16	120
	在宅	18歳未満	1	1	4	3	9
		18歳以上	18	39	27	19	103
		計	19	40	31	22	112

4 精神障がい児・者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもので、障がい程度により1級～3級の区分があります。

精神障害者保健福祉手帳所持者は過去5年でみると増加傾向から横ばいの状況です。

また、精神障がい児・者の通院医療の公費負担制度である自立支援医療（精神通院医療）制度について、受給者数は横ばいの状況にあります。

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

（各年度末、人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	76	69	79	83	74
2級	84	91	100	102	93
3級	20	19	21	25	30
計	180	179	200	210	197

(2) 年齢・等級別（令和4年度末）

（人）

区分	1級	2級	3級	計
20歳未満	1	1	0	2
20～39歳	10	24	11	45
40～64歳	29	51	15	95
65歳以上	34	17	4	55
計	74	93	30	197

(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（令和4年度末）

(人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	438	471	439	439	430

5 主な障がい福祉予算の推移

障がい福祉予算は、①介護給付費・訓練等給付費以外は、障がい者の減少等により減少傾向が見込まれます。

在宅生活を支援するサービス費用である「介護給付費・訓練等給付費」は、報酬単価の改正、サービス事業所の充実や障がい者の高齢化によりサービス利用者が増加していること等から増加傾向にあります。

(千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
① 介護給付費・訓練等給付費	739,013	756,469	776,720	792,153	803,385
② 療養介護医療費	15,448	15,911	14,601	18,258	10,678
③ 補装具給付費	4,756	6,196	3,453	6,162	2,564
④ 更生医療費・育成医療費	17,342	14,662	13,376	13,850	12,156
⑤ 地域生活支援事業費	24,369	23,488	24,100	23,679	25,736
⑥ 障害児給付費	14,140	20,376	29,114	33,202	29,007
⑦ 障害者支援費	1,067	981	946	954	931
⑧ 障害者手当支給事業	11,081	11,106	11,277	10,430	9,921
計	827,216	849,189	873,587	898,688	894,378
前年度比	-1.4%	2.7%	2.9%	2.9%	-0.5%

①介護給付費・訓練等給付費

- ・在宅障がい児・者の居宅介護、短期入所、障がい者の就労支援、施設入所者の日中活動支援等 等

②療養介護医療費

- ・長期入院中の障がい者の機能訓練や常時介護等

③補装具給付費

- ・義手、義足、体幹装具、電動車椅子、矯正眼鏡、補聴器など補装具の購入や修理

④更生医療費・育成医療費

- ・更生医療費（児童は育成医療費）は障がい除去又は軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療

⑤地域生活支援事業費

- ・相談支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター補助金 等

⑥障害児給付費

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援 等

⑦障害者支援費

- ・通院移送給付（タクシー券）、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付、難聴児補聴器購入費助成 等

⑧障害者手当支給事業

- ・在宅で常時介護を要する重度障がい児・者に対する給付金に要する費用

6 障害者施設の利用状況

入所施設では暮らしの場と生活上の支援を提供します。障害者支援区分が4（50歳以上の場合は3）以上の方が対象です。

(1) 身体障害者施設の利用状況（令和4年度末）

(人)

区分	施設名	所在地	利用者数	
入所	療養介護施設	あきた病院	由利本荘市	13
	障害者支援施設	障害者支援センター御所野	秋田市	3
		指定障害者支援施設グリーンハウス	北秋田市	1
		指定障害者支援施設秋田ワークセンター	秋田市	3
		障害者支援施設桐ヶ丘	井川町	9
		障がい者支援施設ほくと	秋田市	4
		障害者支援施設「はまなす園」	由利本荘市	1
		雄高園	秋田市	2
	グループホーム	ケアハウス大地	小坂町	1
		コミュニティライフサポート谷内佐渡ホーム	秋田市	1
		グループホームまちなか	秋田市	1
	計			39
	通所	就労支援施設	指定障害者支援施設秋田ワークセンター	秋田市
障害福祉サービス事業所すまいる			男鹿市	4
農福連携サポートつくし			大潟村	3
スプレッド			男鹿市	1
いすとわーる			男鹿市	3
コバトのコトバ			男鹿市	3
計			15	

就労支援施設では、菓子や弁当などを作り、販売しています。また、民間企業での就労機会を作るなど、利用者個々の希望や適正に沿った就労の支援を行っています。



(2) 知的障害者施設の利用状況（令和4年度末）

(人)

区 分	施 設 名	所 在 地	利用者数	
入	障害者支援施設	秋田県心身障害者コロニー	由利本荘市	14
		高清水園	秋田市	3
		大野岱吉野学園	北秋田市	1
		指定障害者支援施設 愛生園	北秋田市	3
		指定障害者支援施設 阿仁かざはり苑	上小阿仁村	1
		指定障害者支援施設 厚生園	北秋田市	3
		指定障害者支援施設 森幸園	北秋田市	1
		指定障害者支援施設 東山学園	鹿角市	1
		障害者支援施設 小又の里	秋田市	1
		障害者支援施設 玉の池荘	男鹿市	27
		障害者支援施設 若美荘	男鹿市	6
		障害者支援施設 ひまわり苑	男鹿市	1
		大日寮 指定障害者支援施設	三種町	2
		たかしみず園	秋田市	2
		竹生寮	秋田市	2
		矢立育成園	大館市	2
		計		
所	グループホーム	秋田県心身障害者コロニー共同生活援助事業所	由利本荘市	1
		高清水園共同生活援助事業所	秋田市	4
		共同生活援助事業所 花つぼみ	秋田市	3
		グループホームあおぞら	鹿角市	1
		グループホームあいしんホーム	秋田市	1
		グループホームけふの郷	鹿角市	1
		グループホーム軽井沢福祉園	大館市	1
		グループホームさざなみ	北秋田市	1
		グループホームさつき	北秋田市	2
		医療法人久幸会障害者グループホーム	秋田市	1
		ささこやま	秋田市	1
		杉の木園グループホーム事業所	秋田市	1
		玉ノ池荘指定共同生活援助事業所	男鹿市	7
		秋田県心身障害者コロニー水林事業所	由利本荘市	1
		虹のいえ指定グループホーム事業所	藤里町	2
		雪やなぎ	秋田市	1
		計		

(人)

区 分	施 設 名	所 在 地	利用者数	
通 所	就労支援施設	スプレッド	男鹿市	5
		スクールファーム河辺	秋田市	1
		秋田県心身障害者コロニー	由利本荘市	1
		大潟つくし苑	大潟村	2
		潟上天王つくし苑	潟上市	3
		げんきハウス下新城	秋田市	1
	就労支援施設	就労継続支援B型事業所 スクラム	北秋田市	4
		障害福祉サービス事業所 すまいる	男鹿市	8
		障害福祉サービス事業所 玉の池ワークハウス	男鹿市	17
		白沢通園センター	大館市	1
		自立支援センター ほのぼの	秋田市	2
		就労継続支援事業所 こまち	五城目町	2
		インクル・ジョブ	秋田市	1
		農福連携サポートつくし	大潟村	2
		多機能型福祉事業所潟上 ひまわりの里	潟上市	2
		障害者支援施設 はまなす園	由利本荘市	1
		通所生活介護事業所はなわワークセンター	鹿角市	1
		いすとわーる	男鹿市	1
		多機能型事業所錦木ワークセンター	鹿角市	1
		障害福祉サービス事業所白樺	秋田市	1
保戸野ハウス	秋田市	1		
のあシップ	潟上市	1		
コバトのコトバ	男鹿市	1		
ウェルビューいずみ障害福祉サービスセンター	秋田市	1		
計			61	

就労支援施設では、利用者個々の希望や適正に沿って、就労を始める（継続する）ための様々な支援を行っています。

市では障がいのある方の雇用の場が広がり、地域で安心して働き続けられるよう、民間企業や市民に対する啓発活動を行います。



(3) 精神障害施設の利用状況（令和4年度末）

(人)

区分	施設名	所在地	利用者数	
入所	障害者支援施設	高清水園	秋田市	1
		障害者支援施設 玉の池荘	男鹿市	3
	グループホーム	医療法人 仁政会	秋田市	3
		グループホーム 久盛会	秋田市	3
		グループホーム 雀	秋田市	1
		げんきハウス 金足	秋田市	3
		医療法人わらべ会障害者グループホームみやた	秋田市	1
		医療法人久幸会障害者グループホーム	秋田市	7
		玉の池荘 指定共同生活援助事業所	男鹿市	5
		グループホーム 太郎・花子	秋田市	1
		グループホーム ケイハウス水仙	大仙市	1
		グループホーム カメラガーデン	湯沢市	1
		笑time	能代市	1
		計		
通所	就労支援施設	スプラウト	秋田市	1
		スプレッド	男鹿市	9
		げんきハウス下新城	秋田市	13
		就労継続支援事業所 こまち	五城目町	4
		障害福祉サービス事業所 すまいる	男鹿市	1
		障害福祉サービス事業所 玉の池ワークハウス	男鹿市	2
		生活訓練施設 ニコニコ寮	秋田市	4
		障害者就労支援事業 秋田のうさん	秋田市	1
		農業連携サポートつくし	大潟村	1
		いすとわーる	男鹿市	13
		大潟つくし苑	大潟村	1
		ビーハッピー	秋田市	1
		合同会社のあシップ	潟上市	1
		工房くまごろう	湯沢市	1
		コバトのコトバ	男鹿市	3
計			56	



市では障害者週間（12月3日～9日）に合わせ、障がい者理解の意識啓発、共生社会の推進を図るため市役所市民ホールにおいて作品展示を行っています。

7 特別支援学級、特別支援学校の状況

(1) 特別支援学級の在籍状況（令和5年4月1月現在）

市内小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の状況です。

(人)

障害種別	小学校	中学校
知的障害	9	1
肢体不自由	1	0
病弱・虚弱	2	1
自閉症・情緒障害	8	4
難聴	1	0
小計	21	6
合計	27	

(2) 特別支援学校の在籍状況（令和5年4月1月現在）

特別支援学校の在籍状況です。

(人)

	小学部	中学部	高等部
児童・生徒数	3	3	13

8 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の受給状況

(1) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある20歳未満の方を対象に支給されます。対象児童数の推移はつぎのとおりです。

(各年度2月、人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級（重度）	15	14	14	13	12	12
2級（中度）	28	31	31	33	38	41
計	43	45	45	46	50	53

(2) 特別障害者手当等

特別障害者手当は、在宅の20歳以上の方で精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方を対象に支給します。

障害児福祉手当は、在宅の20歳未満の方で精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方を対象とします。

(各年度末、人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	29	30	33	32	31	28
障害児福祉手当	9	11	8	7	8	6
計	38	41	41	39	39	34

9 難病患者の状況

治療がむずかしく、治療方法が確立していない、慢性の経過をたどるなど難治性の疾病を難病と呼びます。

難病法では指定難病として 338 疾病が指定されており、病態など一定の基準を満たす方に対して、特定医療費（指定難病）助成を行っています。

特定医療費（指定難病）受給者数 （令和4年度末）

（人）

疾患名	受給者数
パーキンソン病	31
潰瘍性大腸炎	38
クローン病	10
全身性エリテマトーデス	16
重症筋無力症	9
全身強皮症	9
その他	112
計	225



作品名【ハロウィンパーティー】

障害者支援施設の利用者の皆さんが創作した作品です。
おばけたちの体やつばさは手形で、かぼちゃは足形で描かれています。

ワクワクして見入ってしまう楽しい作品です。

第3章 基本施策の方向性

I 自己決定に基づきあらゆる社会活動へ参加できる環境の整備

1 保育・教育の充実

- 特別な支援が必要なこどもの能力や可能性を最大限に高めるため、適切な保育・教育環境を整え、一人一人の特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、保育、教育、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

【方向性】

① 保育相談・就学相談の充実

- ・ 保育相談・就学相談においては、こどもや保護者の考えに寄り添い、相談に応えることができるよう、関係機関の連携を強化します。
- ・ 保育士や教職員等については、適切な支援ができるよう研修の充実により専門的な知識と経験を深め、資質向上を図ります。

② 障がい児保育の充実

- ・ 保育園や幼稚園において、発達支援が必要な幼児の適切な保育や支援ができるよう保育士の加配に努めます。

③ 障がい児教育の充実

- ・ 障がいのある児童生徒等の自立と社会参加の促進のため、ICTの活用等を含めた取組の充実を図ります。
- ・ 教育委員会や母子保健、児童福祉部署などの関係機関が連携し、児童生徒、保護者に対する切れ目のない支援体制を整備します。

④ 放課後等デイサービスの利用促進

- ・ 放課後等デイサービスは放課後や長期休暇に利用できるサービスで、個別支援計画に基づいた支援を行います。
- ・ 家と学校以外の居場所となり、友だちとのかかわりをつくることができます。
- ・ 障がいのあるこどもの健全な育成を図るためサービスの周知と利用促進に努めます。



2 文化芸術活動・スポーツ等の推進

- 生涯を通じ地域社会で主体的に活動することや生きがいをもって健やかに暮らすことができるよう、文化芸術活動・スポーツ等の活動ができる環境を整える必要があります。



【方向性】

① 文化芸術活動等への参加促進

- ・ 文化芸術活動や生涯学習に取り組むための環境づくりを推進します。

② スポーツ活動への参加促進

- ・ 障がい者スポーツを普及啓発し、障がいのある方がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図ることができるよう支援します。

3 雇用・就労の支援

- 障がいのある人の社会的・経済的な自立のため、雇用促進の取組と就労に必要な支援が必要です。

【方向性】

① 就労相談の充実

- ・ 就労支援施設やハローワーク、市生活困窮相談支援員等と連携を強化し、総合的な就労相談に応じます。

② 福祉的就労の充実

- ・ 一般就労が難しい障がいのある人に福祉的就労の場を提供できるよう、就労継続型支援サービスの周知と充実に努めます。

③ 雇用促進・就労定着の支援

- ・ 障がいのある人の雇用促進と就労定着の支援のため、民間企業等における障がい者への理解と配慮の促進に努めます。

④ 優先調達推進

- ・ 「障害者優先調達推進法」では国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品等を購入することを推進しています。
- ・ この取組により、障害者就労施設で就労する障がい者の作業工賃の向上を図ります。

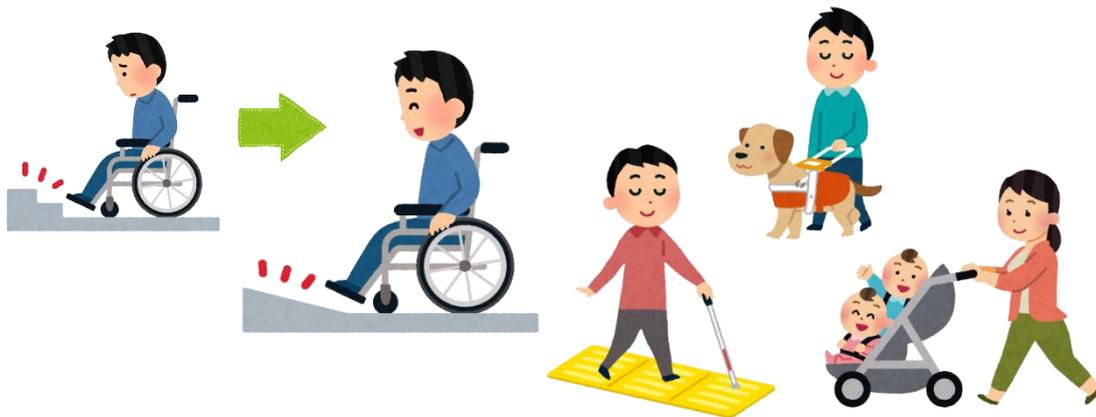
4 バリアフリー化の推進

- 障がいのある人が地域で活動するためには、障がいのある人への理解を深める（心のバリアフリー）とともに、道路や建築物の入り口の段差解消など物理的なバリアフリーが必要です。
- バリアフリーとは、生活の中で不便を感じることを、様々な活動をしようとするときに「障壁になっているものをなくす」ことです。

【方向性】

① 人にやさしいまちづくりの推進

- ・ 「秋田県バリアフリー条例」等に基づき、障がいのある人を含むすべての人が安全かつ快適に生活できるまちづくりを推進します。
- ・ すべての人が利用しやすい公共施設や安全で安心して歩ける歩道、交通安全施設等の整備に努めます。



② 情報のバリアフリーの推進

- ・ 障がいのある人の一人一人にあった手段・方法で情報を伝えることができるような仕組みを整備します。
- ・ また、障がいのある人が必要な情報をいつでも収集できるようIT機器等の利用促進や情報提供に努めます。

II 家庭や地域で健やかに安心して生活できる支援体制の整備

5 保健・医療サービスの充実

- 障がいのあるこどもが、将来において地域で自立した生活を送っていくためには、早期に適切な医療や支援を受け、保護者も正しい知識や情報を持つことが大切です。
- 障がいによる日常生活のしづらさの軽減や障がいのある人の自立を促進するために、継続した医療・医学的リハビリテーションの充実が必要です。

【方向性】

① 保健サービスの充実

- ・ 乳幼児健康診査により、先天的な病気の早期発見や発育の確認をするとともに、保健師などの専門職が病気や発育などに関する相談に応じます。
- ・ 「おがっこネウボラ」では、母子保健コーディネーターを中心とした保健師、助産師、臨床心理士などによるチームがひとつの窓口となり、妊娠・出産・子育てから就学時までの子育ての困りごとに耳を傾け、相談にのり、支援します。

② 早期発見・早期治療の推進

- ・ 健康づくりの推進により、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療を促します。
- ・ 心と体の健康づくりのため、医療機関や保健所等関係機関と連携し、相談支援体制を整えます。

③ 療育体制の充実

- ・ 障がいや発達に課題のあるこどもがライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、療育センターや医療機関、サービス事業所等の関係機関の連携により、療育支援体制の構築を図ります。

④ 医療費助成制度の活用、促進

- ・ 障がい児を含む子育て世帯への経済的支援のため、県福祉医療費助成事業の活用のほか市単独事業として、こどもの医療費については全額を助成します。
- ・ また、高齢身体障がい者や重度心身障がい者等の心身の健康保持と生活の安定を図るため、県福祉医療費助成事業や自立支援医療を活用し、必要な医療に要する費用の一部（または全部）を助成します。

⑤ 補装具・日常生活用具の給付

- ・ 補聴器や義肢・義手、電動車いすなどの補装具給付事業、ストーマ装具や紙おむつなどの日常生活用具給付事業について周知を図り、活用の促進を図ります。

6 在宅生活の支援

- 障がいのある人が地域で健やかに安心して日常生活を営むため、一人一人の生活に合わせた支援を行う必要があります。
- 災害時に障がいのある人が安全に避難することができるよう、また避難生活におけるきめ細やかな支援を確保するため、支援体制を整備することが重要です。
- 交通事故や犯罪、消費生活トラブルなどから生命や財産を守ることができるよう支援体制を整える必要があります。
- 情報の取得利用・意思疎通が円滑にできるよう関連施策を推進します（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション）。

【方向性】

① 在宅を中心としたサービスの充実

- ・ 居宅介護や短期入所、自立訓練、就労支援などのサービス利用に関する周知に努め、関係機関と連携しサービス利用を支援します。

② ボランティア活動の推進

- ・ 社会福祉協議会等との協働により見守り等のボランティア活動を推進し、障がいのある人とその家族の身近な地域住民のつながりを強めます。

③ 防災対策の推進

- ・ 災害時に安全に速やかに避難行動がとれるよう避難行動要支援者名簿登録を促進するとともに、個別避難計画を作成します。
- ・ 関係施設や医療機関等と情報共有・連携体制を構築し、災害発生時に速やかに福祉避難所を開設できるよう体制を整備します。
- ・ 災害時の情報伝達が速やかに行き届くよう、市防災情報メール配信サービス、防災行政無線の個別受信機設置の貸出し等について周知を図ります。

④ 防犯対策等の推進

- ・ 緊急時に警察署や消防署に音声によらずファックスやインターネット等で通報できるサービス、男鹿市 SNS（LINE、メール等による防災情報の配信）の周知に努めます。
- ・ 警察署や消防署、権利擁護団体、消費者センター等関係機関の連携を図り、交通事故や犯罪等の被害防止に取り組みます。

⑤ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

- ・ 難聴児補聴器購入費助成や視覚障害者用拡大読書器等の日常生活用具給付、手話奉仕員養成研修事業、手話通訳者派遣事業などが一層活用されるよう周知に努めます。
 - ・ 特別支援教育における ICT の活用について、教育指導の効果や情報活用能力の育成が十分に図られるよう実施に努めます。



7 相談支援体制の充実

- 障がいのある人やその家族の相談内容は、日々の不安や教育、仕事、家族関係、住まいのことなど多分野にわたります。
- 障がいのある人やその家族が希望する暮らしを継続できるよう、相談支援の更なる充実・強化を図る必要があります。

【方向性】

① 相談支援体制の充実

- ・ 地域の身近な相談支援事業所や身体・知的障害者相談員、基幹相談支援センターなどの相談窓口の周知に努めます。
- ・ 関係機関との一層の連携強化により、障がい福祉サービスの利用促進や情報提供などに努めます。
- ・ 男鹿市障がい者総合支援協議会により相談支援事業やネットワーク構築の評価等を行い、相談支援体制の充実を図ります。

III 心のバリアフリーの推進と権利擁護の体制づくり

8 理解の啓発と権利擁護の推進

- 障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、支え合い、協力し合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するために、地域の住民相互の理解と協力が大切です。
- 障がいのある人やその家族の安心につながるよう、権利や財産を守るため支援を拡充します。

【方向性】

① 理解の啓発

- ・ 障がいのある人が周囲の人からの援助を得やすくなるよう、ヘルプマークやヘルプカードの普及、周知に努めます。



【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、心臓疾患などの内部障害や難病の方、発達障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。ヘルプマークは、そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。

【ヘルプカード】

ヘルプカードは、障がいのある方が困ったときに支援を求めするためのもので、「支援が必要な人」と「支援できる人」を結ぶカードです。ヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。



② 障害者サポーター養成講座の開催

- ・ 障がいの正しい理解や障がいのある方への合理的配慮等を知っていただくため事業者や子どもから高齢者まで幅広い市民を対象とした「障害者サポーター養成講座」を開催し、心のバリアフリーの普及啓発に努めます。



③ 差別の禁止、合理的配慮の提供の促進

- ・ 障害者差別解消法により、国や自治体（市町村）、事業者（会社、商店等）には、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くため「合理的配慮の提供」が求められています。
- ・ 「合理的配慮の提供」については、すでに国や自治体には義務化されていますが、令和6年4月から事業者に対しても義務化されることに伴い、障害者差別解消支援地域協議会や関係機関と連携し、取り組みを推進します。

④ 成年後見制度の利用促進

- ・ 障がいのある人の自己決定の支援や権利擁護のため、**中核機関**（R6.4.1 設置）が中心となり、基幹相談支援センターや関係機関等と連携のもと、成年後見制度の普及啓発や相談支援の拡充、後見人等への支援を行い、制度の利用促進に努めます。

⑤ 日常生活自立支援事業の活用と周知



- ・ 社会福祉協議会が実施する事業で、判断能力が弱まった方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類などの預りサービスがあります。社会福祉協議会と連携し、事業の活用と周知に努めます。

⑥ 虐待防止の推進

- ・ 虐待を防止するためには、障がいのある人本人や家族、施設職員、雇用主等の当事者だけでは改善を図ることが難しい状況にあることへの周囲の気づきも重要です。
- ・ そのため、市障がい者虐待防止センターを中心に、虐待に関する理解の促進と相談窓口の周知を図ります。
- ・ また、地域の民生委員や関係するサービス事業所、相談窓口との連携により、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ・ 解決困難な事例については男鹿市障がい者総合支援協議会において具体策を検討するなどして、虐待の早期解決に努めます。

第4章 男鹿市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 基本方針

男鹿市障がい者計画の基本理念等を踏まえ、共生社会の実現にむけて、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、支え合い、協力し合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、柔軟なサービス提供と支援体制の構築に努めます。

男鹿市障がい者計画の基本理念と基本目標

【基本理念】

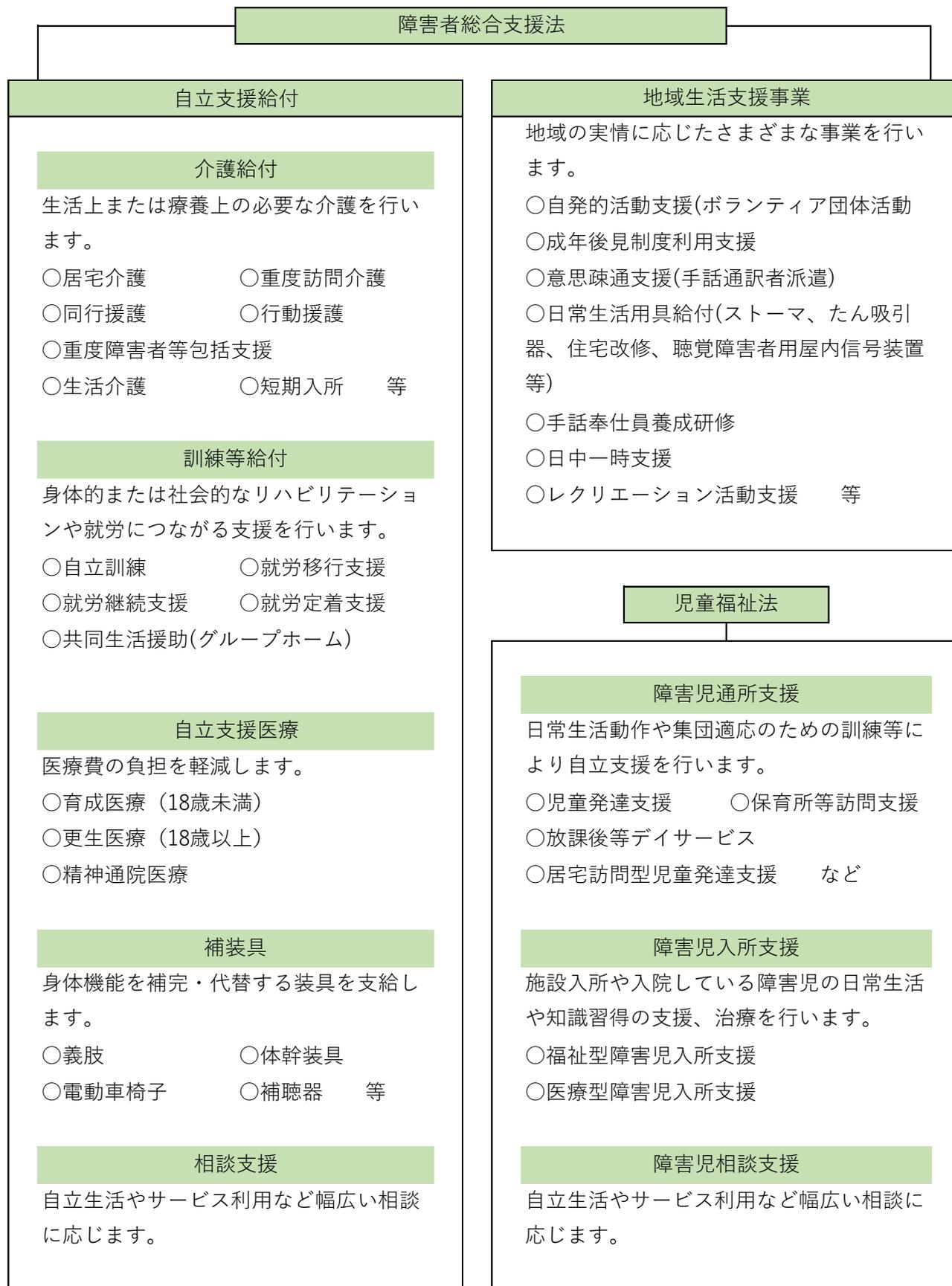
住み慣れた家庭や地域でいきいきと生活できる共生のまちづくり

【基本目標】

- I 自己決定に基づき社会のあらゆる活動へ参加できる環境の整備
- II 家庭や地域で健やかに安心して生活できる支援体制の充実
- III 心のバリアフリーの推進と権利擁護の体制づくり



2 障がい福祉サービスの体系



3 障害福祉サービスの内容

(1) 自立支援給付

訪問系サービス

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事等の家事支援・介助等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に自宅での入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動支援等を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時の同行や移動に必要な情報提供、排せつ及び食事等の介護、移動中に必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

日中活動系サービス

サービスの名称	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活やの社会生活を目指し、一定期間、生活能力や身体機能の向上のための訓練を提供します。
就労選択支援	一般就労や就労継続支援等のサービス利用等の前に、就労アセスメントにより個々の能力や希望を整理し、事業等との連絡調整を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上等のために必要な訓練をします。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場や生産活動の機会を提供したり、知識及び能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就職した人の就労に伴い生活面等で課題が生じている人に対し、相談対応・助言などを行い、就労の継続を支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	介護者が病気の場合などに短期間の施設入所で必要な介護等を提供します。

居住支援・施設系サービス

サービスの名称	内容
自立生活援助	単身生活に必要な生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時対応により相談対応・助言をします。
共同生活援助	グループホームに居住している人に、住まいや生活上の相談支援や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介助などのサービスを提供します。

相談支援サービス

サービスの名称	内容
計画相談支援	サービス利用の申請に必要な計画の作成やサービス利用に関する相談対応、関係機関との連絡調整をします。また、サービス利用状況の検証・見直しを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域生活に移行するために必要な住居や日中活動の確保、生活に必要な各種の調整に関する相談に応じ支援します。
地域定着支援	地域生活に不安を抱える単身の障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の支援を行います。

(2) 障害児通所支援等

サービスの名称	内容
児童発達支援	日常生活における基本動作や自立生活に必要な知識・技能の習得、集団生活への適応のための訓練など必要な支援をします。 未就学児が対象です。
保育所等訪問支援	保育所を利用中の児童や利用予定の児童に対し、保育園等に訪問し、集団生活への適応のための支援をします。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力の向上に必要な訓練等を行うとともに、友だちとのかかわりをつくる放課後等の居場所となります。
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用するため、心身の状況や環境、保護者のサービス利用意向などに沿った障害児利用計画の作成を行い、サービス利用状況の検証・見直しを行います。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は障がいのある人の能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、地域の实情に沿って、市が中心となって実施するサービスです。

サービスの名称	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族等の団体が行う社会参加を目的とした活動に対する情報の提供や、ボランティア活動の支援をします。
相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障がい者の権利擁護や虐待の防止、虐待の早期発見等のための連絡調整等必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり、申立ての支援や後見人等の報酬助成をします。
意思疎通支援事業	聴覚、言語障がい、音声機能その他障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、円滑な意思疎通を図ります。
日常生活用具給付事業	日常生活をしやすくするための用具（ストーマ装具や紙おむつ、電気式たん吸引器等）を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	手話による日常会話に必要な表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人の外出時の支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	在宅の障がい者が通い、創作的な活動や生産活動の機会の提供を受け、社会との交流促進を行う事業として支援します。

地域生活支援事業のうち市が独自に実施するサービス（任意事業）は次のとおりです。

サービスの名称	内容
日中一時支援事業	日中活動の場を確保し、障がいを持つ方の家族の就労や一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	移動入浴車等の利用により居宅での入浴等の各種介助サービスを提供します。
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	障がい者等の体力向上や交流、スポーツ・レクリエーション活動を通じての社会参加を支援します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳1～4級または療育手帳を受けている人で、免許の取得により社会参加に実行があると認められる場合に自動車免許の取得に必要な費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障害者1～3級で、上肢、下肢または体幹機能障がいのある人に対し、社会参加を促進すると認められる場合に自動車改造費用の一部を助成します。
更生訓練費給付事業	自立訓練や就労移行支援サービス等を利用する人に訓練に必要な文房具や参考書等の経費や通所に係る交通費の一部を支給します。

4 目標値（成果目標）

国の指針に基づき令和 8 年度末（令和 8 年度中）に達成すべき目標値（成果目標）を次のとおり定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針

- ・ 令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行すること
- ・ 令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 % 以上削減すること

本市の目標値

項目		数値目標	備考
令和 4 年度末の施設入所（在籍）者数	A	110 人	-
【目標値】地域生活への移行		7 人	$A \times 6\%$
【目標値】施設入所者の削減	B	6 人	$A \times 5\%$
【目標値】令和 8 年度末の施設入所者数		104 人	$A - B$

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針

- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築すること

本市の目標値

障がい者総合支援協議会や地域包括ケアシステム推進会議等における協議、関係機関との連携により地域包括ケアシステムの深化を推進します。

(3) 地域生活支援の充実

国の指針

- ・ 障がい者の地域生活移行への支援及び地域生活支援を充実させるため、「地域生活支援拠点」を整備すること
- ・ 強度行動障害を有する人に関する支援ニーズの把握と支援体制を整備すること

本市の目標値

「地域生活支援拠点」の調整機関を福祉課とし、地域生活の支援体制の一層の充実を図ります。その運用状況の検証や評価については障がい者総合支援協議会を活用することとします。

※ 地域生活支援拠点とは

障がい者の重度化や高齢化、親亡き後を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制です。

主な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりがあります。

本市では、これら機能を複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点を整備していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針

- ・ 一般就労への移行等にかかる数値目標を基本とし、各地域の実態等により数値目標を定めることと

本市の目標値

① 一般就労への移行	
【目標値】	3人
国の基本指針	令和3年度実績の1.28倍以上
令和3年度実績	1人
①-1 就労移行支援事業の一般就労への移行	
【目標値】	1人
国の基本指針	令和3年度実績の1.31倍以上
令和3年度実績	なし
①-2 就労継続支援A型事業(雇用契約型)の一般就労への移行	
【目標値】	1人
国の基本指針	令和3年度実績の1.29倍以上
令和3年度実績	なし
①-3 就労継続支援B型事業(非雇用型)の一般就労への移行	
【目標値】	1人
国の基本指針	令和3年度実績の1.28倍以上
令和3年度実績	1人
② 就労定着支援事業の利用者数	
【目標値】	1人
国の基本指針	令和3年度実績の1.41倍以上
令和3年度実績	1人
③ 就労支援事業所及び就労定着支援事業所における目標値	
令和6年3月現在、本市には対象となる事業所がなく、近隣市町村においても設置が進んでいない状況であり目標値は定めません。	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置

国の指針

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置すること
- ・ 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない
- ・ 児童発達支援センターが未設置の市町村においては、関係機関の連携のもとで、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備すること

本市の目標値

圏域に秋田県立医療療育センター（児童発達支援センター）があることから、今後も同センターと連携し支援体制の構築を図ります。

② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

国の指針

- ・ 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること

本市の目標値

圏域に当該サービス事業所があり、必要に応じてサービス提供が可能な体制が整えられていることから、今後も関係事業所と連携し支援体制の構築を図ります。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

国の指針

- ・ 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保すること
- ・ 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保でも差し支えない

本市の目標値

圏域に当該サービス事業所があり、必要に応じてサービス提供が可能な体制が整えられていることから、今後も関係事業所と連携し支援体制の構築を図ります。

④ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針

- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること
- ・ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること
- ・ 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

本市の目標値

協議の場については男鹿市障がい者総合支援協議会を活用することとし、コーディネーターについては令和8年度末までに1名の配置を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

国の指針

- ・ 相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センター」※を設置すること

本市の目標値

基幹相談支援センターを設置済みであり、相談支援事業所への助言や個別事例の支援等、連携体制の構築について一層の強化に努めます。

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

国の指針

- ・ 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行う

本市の目標値

男鹿市障がい者総合支援協議会及び「中核機関」※に設置する成年後見制度利用促進協議会において、それぞれ年2回の定例会のほか随時の個別事例の検討を行い、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

※ 基幹相談支援センター

障がいのある人とその家族の地域生活を支援するための総合相談窓口であり、サービス事業等への助言・指導なども行います。本市では、市役所福祉課に設置しています。

※ 中核機関

権利擁護の支援や成年後見制度の利用を必要とする人が、必要なときに適切な支援につながるように、保健、医療、福祉、司法等の専門機関の支援体制を構築するネットワークの中核となる機関です。

中核機関には成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度利用促進や地域連携ネットワーク等に関する協議や個別事例の検討を行います。

本市では、令和6年4月に市役所福祉課に設置します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針

- ・ 障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて「障害者総合支援法の基本理念」※を念頭に、その目的を果たすため、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要
- ・ 都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行い、サービスの質向上のための体制を構築すること

※ 障害者総合支援法の基本理念（障害者総合支援法 第一条の二）

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

本市の目標値

障がい者総合支援協議会等を活用し障害福祉サービスの利用状況の把握、検証を行います。

また、各サービスに係る研修等へ職員を派遣し、必要に応じて関係事業所と情報共有を図ります。

5 障害福祉サービス等の見込量

障がいのある人とその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、必要な障害福祉サービス量を見込み、そのサービス提供体制の確保に努めます。

(1) 訪問系サービス

福祉施設から地域生活への移行や障がいのある人の地域生活を支えるため、訪問系サービスは中心的役割を担います。そのため、適切な支給量となるよう努めます。

なお、サービス量等は近年の実績なども考慮し見込んでいますが、「居宅介護」については、障がい者の地域移行が図られつつも、障がい者数は減少傾向にあることからサービス利用者数(量)は緩やかに減少していくものと見込んでいます。

サービス区分	項目(単位)	実績値			見込量					
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
居宅介護	人数(人)	19	20	17	16	15	14	13	12	11
	時間(時間)	267	331	255	240	225	210	195	180	165
重度訪問介護	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	時間(時間)	0	0	0	180	180	180	180	180	180
同行援護	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	時間(時間)	0	0	0	6	6	6	6	6	6
行動援護	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	時間(時間)	0	0	0	4	4	4	4	4	4
重度障害者等 包括支援	人数(人)	0	0	0	-	-	-	-	-	-

※人数は月の平均利用人数

※時間は1か月当たりの平均サービス時間



(2) 日中活動系サービス

「就労継続支援（A・B型）」は、一般就労への移行推進及び働く場の提供、経済的自立を促進するため、今後も需要は高まるものと見込んでおります。

「就労選択支援」については、令和6年度に新設されるサービスであり、現時点では需要が測れないため見込量を設定しません。

サービス区分	項目(単位)	実績値			見込量					
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
生活介護	人数(人)	143	140	137	134	131	129	126	123	120
	人日(日)	2,920	2,837	2,840	2,770	2,710	2,670	2,610	2,550	2,480
自立訓練(機能訓練)	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人日(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人数(人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	人日(日)	99	134	173	180	180	180	180	180	180
自立訓練(宿泊型訓練)	人数(人)	6	11	5	6	6	6	6	6	6
	人日(日)	154	317	155	180	180	180	180	180	180
就労選択支援	人数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人日(日)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就労移行支援	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	人日(日)	20	20	20	20	20	20	20	20	20
就労継続支援 A型	人数(人)	6	8	13	15	16	17	18	19	20
	人日(日)	94	154	244	300	320	340	360	380	400
就労継続支援 B型	人数(人)	85	88	93	95	95	95	95	95	95
	人日(日)	1,466	1,483	1,626	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
就労定着支援	人数(人)	1	0	0	1	1	1	1	1	1
療養介護	人数(人)	13	11	10	10	10	10	10	10	10
短期入所(福祉型)	人数(人)	2	3	6	6	6	6	6	6	6
	人日(日)	12	31	56	56	60	60	60	60	60
短期入所(医療型)	人数(人)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	人日(日)	0	0	0	10	10	10	10	10	10

※人数は1か月当たりの平均利用人数

※人日は「月の平均利用人数」×「一人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(3) 居住支援・施設系サービス

「自立生活援助」はこれまで利用実績がなく、市内や圏域に提供可能な事業所がないことから見込量を設定しません。

「共同生活援助」は福祉施設等からの地域移行が図られつつも、障がい者の全体数は減少傾向にあること、サービス提供事業所（グループホーム等）の整備状況等から、サービス利用者数（量）は横ばいと見込んでいます。

サービス区分	項目(単位)	実績値			見込量					
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
自立生活援助	人数(人)	0	0	0	—	—	—	—	—	—
共同生活援助	人数(人)	51	53	52	52	52	52	52	52	52
施設入所支援	人数(人)	93	92	90	89	88	87	86	85	84

※人数は1か月当たりの平均利用人数（平均利用人数は入所者数とは異なります。例えば、入所者が入院等により一時的に施設を不在にしている場合は平均利用人数に含みません。）

(4) 相談支援サービス



「計画相談支援」は、サービス利用者の増加に伴い、今後も増加していくことが見込まれます。

「地域移行支援」及び「地域定着支援」については、これまで利用実績がなく需要が測れないため見込量を設定しません。

サービス区分	項目(単位)	実績値			見込量					
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
計画相談支援	人数(人)	59	62	74	80	83	86	89	92	95
地域移行支援	人数(人)	0	0	0	—	—	—	—	—	—
地域定着支援	人数(人)	0	0	0	—	—	—	—	—	—

※人数は1か月当たりの平均利用人数

(5) 障害児通所支援等サービス

各サービスについては障がい児数の推移やサービス利用状況によりサービス資料者数（量）を見込んでいます。

「居宅等訪問型児童発達支援」については、これまで利用実績がなく需要が測れないため見込量を設定しません。

サービス区分	項目(単位)	実績値			見込量					
		R3年度	R4年度	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
児童発達支援	人数(人)	1	1	2	3	3	3	3	3	3
	人日(日)	6	1	8	12	12	12	12	12	12
居宅等訪問型児童発達支援	人数(人)	0	0	0	－	－	－	－	－	－
	人日(日)	0	0	0	－	－	－	－	－	－
保育所等訪問支援	人数(人)	1	0	0	1	1	1	1	1	1
	人日(日)	1	0	0	1	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人数(人)	18	16	16	18	18	18	18	18	18
	人日(日)	253	218	232	270	270	270	270	270	270
障害児相談支援	実人数(人)	17	19	20	21	22	23	24	25	26
医療的ケア等に関するコーディネーターの配置	実人数(人)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
教育と福祉の協議の場の設置	設置の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

※人数は1か月当たりの平均利用人数

※人日は「月の平均利用人数」×「一人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量



6 地域生活支援事業等の見込量

障がいのある人の能力や適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、事業の利用者数やサービス量を見込み、事業の推進を図ります。

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

「理解促進研修・啓発事業」については、令和6年度から新たに障害者サポーター養成講座を実施することや中核機関を設置すること等により、障がい者の理解や権利擁護、社会参加の促進に努めます。

事業等の名称	単位(単位)	実績値			見込量					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
理解促進研修・啓発事業	実施(有無)	無	無	無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施団体数(団体)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
相談支援事業	契約法人数(法人)	3	3	3	4	4	4	4	4	4
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数(件)	4	1	3	5	5	5	5	5	5
	報酬助成件数(件)	1	3	2	5	5	5	5	5	5
意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣回数(回)	18	51	53	70	70	70	70	70	70
日常生活用具給付事業	総給付数(件)	929	889	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
手話奉仕員養成研修事業	養成者数(人)	中止	8	8	10	10	10	10	10	10
移動支援事業	実利用者数(人)	0	1	5	5	5	5	5	5	5
地域活動支援センター機能強化事業	対象法人数(法人)	2	2	1	1	1	1	1	1	1

※各年度の実績値（見込量）、令和5年度は見込量

(2) 地域生活支援事業（主な任意事業）

サービスの名称	単位	実績値			見込量					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
日中一時支援事業	実利用者数(人)	7	7	7	10	10	10	10	10	10
訪問入浴サービス事業	実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室等開	開催回数(回)	2	1	1	2	2	2	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業	助成件数(件)	1	1	1	2	2	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	助成件数(件)	0	2	1	2	2	2	2	2	2
更生訓練費給付事業	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※各年度の実績値（見込量）、令和5年度は実績見込み

第5章 計画の推進

1 自己決定と社会参加の促進

本計画では共生社会の実現に向け、障がいのある人が自己決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる共生のまちづくりを推進します。

2 連携とネットワークの構築

本計画で示した施策を確実に展開していくため、市では国や県の動向を把握し、施策の推進に生かします。

また、障がいのある人とその家族、地域住民、保健・医療・福祉・教育・雇用・ボランティア団体等、関係機関の総合連携とネットワークの構築に努めます。

3 男鹿市障がい者総合支援協議会の活用

地域の関係機関によるネットワークの構築や社会資源の開発などを協議する「男鹿市障がい者総合支援協議会」を活用するなどして本計画の実施状況を確認します。

4 計画の見直し

市や県の関連計画や国の計画・指針等の改定、社会環境の変化等に対応するため、令和8年度に計画全体の中間評価を行い、必要に応じて計画を見直します。





第 5 期 障がい者計画
男鹿市 第 7 期 障がい福祉計画
第 3 期 障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

男鹿市市民福祉部 福祉課
〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1
TEL : 0185-24-9117 FAX : 0185-32-3955
E-mail : fukushi@city.oga.akita.jp